

宮崎県スポーツ施設の設備維持管理業務（令和2年4月1日から5年間）  
業者選定について

- 1 件名 宮崎県スポーツ施設（宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設）の設備維持管理業務委託に係る条件付業者選定
- 2 競技方法 コンペ方式
- 3 委託内容 設備維持管理業務
  - ・ 消防用設備等点検業務
  - ・ 特定建築物管理業務
  - ・ 空調設備制御装置点検業務（武道館・屋内運動場）
  - ・ 空調設備点検保守整備業務
  - ・ 武道館及び硬式野球場、屋内運動場設備機器監視管理業務
  - ・ 自家用電気工作物保安管理業務
  - ・ 一般廃棄物収集運搬処理業務
- 4 コンペ内容 経費の縮減に関する事項  
委託業務の取組みに関する事項  
その他（自由提案）
- 5 参加資格 参加資格を有するものは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。なお、個人での参加はできないものとします。
  - (1) 宮崎県総務部財産総合管理課の平成31年度設備維持管理業務入札参加資格有資格者であること。
  - (2) 宮崎県内に本店を有すること。
  - (3) 法人にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第1号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (4) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程に基づく更正手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 6 複数の団体による共同参加

複数の団体でグループを構成（以下、「共同事業体」という。）して参加する場合、次の事項について留意してください。

(1) 適切な共同事業体の名称を設定し代表となる団体又は代表者を設定する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(2) 代表団体及び構成団体は、上記の5(1)～(8)の要件を満たす必要があります。

(3) 共同事業体の構成団体は、別の共同事業体応募の構成団体となり又は単独で申請することは出来ません。

#### 7 申込方法

(1) 参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）の提出  
但し、平成31年度設備維持管理業務入札参加資格追加申請中の場合は、申請したことを証明する書類も添付すること。

・提出期限 令和2年3月6日（金）

※提出書類を、審査委員会において審査し、現地説明会への参加の有無を決定いたします。（現地説明会前日までには連絡）

※共同事業体で参加される団体は、誓約書を構成団体ごとに作成して下さい。

(2) 提出先 宮崎県武道館

電話 0985-58-5151

担当 企画総務部 安井

#### 8 現地説明会

令和2年3月10日（火）午前9時30分（9時15分より受付）  
宮崎県武道館 小会議室

実施要項及び仕様書等は当日配布いたします。

※コンペに参加する団体は、全て現地説明会に参加してください。  
不参加の場合の応募は認めません。（共同事業体で参加する団体は、代表団体のみでも可）